

# (案)

別紙1

## 利用者負担額について

### 1 区確認条例第12条第2項に規定する金額

下表に掲げる区分に該当する利用者一人1時間当たりの単価に利用時間数を乗じて得られた額とする。

区分	利用者一人当たりの単価（1時間当たり）
中野区民が中野区内の施設を利用する場合	0円
中野区民以外の者が中野区内の施設を利用する場合	国の利用料標準の額（300円）を基に、実施事業者が適切に定める額

#### 〈備考〉

- ・中野区民以外の利用者の利用者負担額軽減等については、当該利用者の認定を行った自治体に確認すること。

### 2 留意事項

区確認条例第12条第2項及び第3項について支払いを求める場合は、区確認条例第12条第4項及び第5項の規定を遵守し、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の施行に伴う留意事項について（令和8年1月27日付け子ども家庭庁成育局長事務連絡）の第3の内容を踏まえること。